

最近ニュースでよく耳にする「外国人技能実習制度」など、外国から日本に入国する海外にルーツをもつ方は、増加傾向にあります。法人本部のある自治体では、全世帯の10%が外国籍の世帯です。こうした中、文化などの違いから、地域の中でヘイトスピーチ、ごみの分別の問題など様々な問題が発生しています。

法務省のホームページには、「多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと」と、書かれています。地域に住む私たちが、海外にルーツをもつ方の「置かれている状況」や「多文化共生の意味」を正しく理解することが大切になっているのではないのでしょうか。

多数者である私たちが、少数者に寄り添い、ともに暮らしていける地域社会を想像していけたらと思っています。



●首都圏人権擁護委員会・ 虐待防止研修を開催 「暴力から逃げて路上へ、そして仲間のもとへ」



2019.1.29 虐待当事者の方からお話を伺いました。精神障害や発達障害をもっている方々で、虐待経験や路上生活経験があります。今回は、オープンダイアログで、自己開示してきたことをまとめて話していただきました。

当日の参加者からは、「当事者の声を直接聞くことが初めてだった。」「体験の内容に、怒りがわいてきた」など様々な感想がありました。

また、この当事者の方の支援員からの視点や関わり方についても聞くことができ、とても勉強になりました。

虐待の防止を図るためには、虐待への地域の正しい理解が不可欠になります。また、この問題を社会全体の問題として捉えること。その人を地域で支えていくことの必要性を認め、具体的な行動に移していくことが求められていると感じました。



働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト
「こころの耳」 ←お時間ある時覗いてみて下さい。

<http://kokoro.mhiw.go.jp/etc/kaiseianeihou.html>

●研修「職場からつくる人権尊重社会」 @中四国事業本部 を開催しました！

2018.12.15(土) 各事業所のリーダー30名が参加して、人権研修(ハラスメント関係)と労務関係について研修を行いました。

パワーハラスメントの定義、防止するためにはどうしたらいいのか等を確認し、事業所での研修案等について学び合いました。活発な意見交換がおこなわれ、事業所の関心が高いことを実感しました。各事業所に持ち帰り、事業所内の人権啓発に役立てていただければと思います。

●じんけん自己診断～こんなときどうする？

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/SHINDAN/index.html>

総務省のホームページに自己診断できるサイトがあります。大人用と子ども用があり、人権が問題となる場面を集めて質問形式になっています。一緒に人権について考えてみませんか。



人権擁護委員会 電話 03-6907-8044 FAX03-6907-8052

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-44-3 池袋 I SP タマビル7F



●身体拘束・虐待防止について

国、各自治体ともに、利用者の人権の擁護、虐待の一層の徹底を図る規定を定めています。

身体拘束等は、利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き行ってはならないことになっています。



<事業所で注意すること>

・身体拘束に当たるかどうか迷うときは、必ず「やむを得ず身体拘束を行う際の諸手続き」で確認をするようにしましょう。

・「人権の擁護」「虐待防止」等について年間の研修計画に位置付け、定期的実施するようにしましょう。記録も必ず残しましょう。

・「虐待を受けた(ている)」と思われる利用者を発見した時は、全国人権擁護委員会又は各自治体へご相談ください。(※相談したことで、相談者に不利益な取り扱いを受けないように保護されます。)



全国人権擁護委員会窓口
03-6907-8044 (平日 9~17 時)

●NPO 法人 CAP センター・JAPAN 「子どもへの暴力防止のための基礎講座」

地域で子どもに関わる人たちのための講座<子どもへの暴力防止のための基礎講座>は、子どもの視点に立って子どもをサポートできる大人が増え、その人たちがつながり、地域の子どもの暴力防止の力を高めることを目的として開催されています。

2019年12月6・7・8日のコースは、ワーカーズコープ本部が会場となっています。8時間/日・3日間の講座は、徹底して『子どもの視点に立つ』ことの大切さを学び合います。是非この機会をご活用ください。

【NPO 法人 CAP センター・JAPAN の講座 HP】

<http://cap-net/support/personal/recommend/seminar1>

●人権について困ったことがあれば、 ひとりで悩まずに、ご相談ください。

法人本部には、人権が侵害されたときの相談窓口として「人権擁護委員会」が設置されています。人権について、困ったことがありましたらご相談ください。

また、法務省には人権擁護局があります。人権が侵害されたときの相談・救済手続に関する事務や、国民の皆様へ人権への理解を深めてもらうための人権啓発活動に関する事務を行っています。

(↓総務省 HP より)

人権について困ったことがあれば・・・
ひとりで悩まずに、ご相談ください

様々な人権問題に関する相談はこちら

いじめ・虐待など子どもの人権の相談はこちら

みんなの人権110番
0570-003-110



子どもの人権110番
0120-007-110



セクハラ・家庭内暴力など女性の人権の相談はこちら

外国人を理由とする人権問題の相談はこちら(6言語対応)

女性の人権ホットライン
0570-070-810



外国語人権相談ダイヤル
0570-090-911



様々な人権問題に関するインターネット相談はこちら

インターネット人権相談
Counseling on the Internet



●本の紹介

* 「高齢者虐待防止法活用ハンドブック」

(日本弁護士連合会高齢者障害者の権利に関する委員会)

* 「障害者虐待防止法活用ハンドブック」

(日本弁護士連合会高齢者障害者の権利に関する委員会)

虐待防止法の条文を実務に即して解説しています。法に基づく虐待対応の体制・実務、虐待の判断基準や面会制限など実務上問題となる点については、具体的な事例が分かり易く紹介されています。

